

# 設立趣意書

(平成30年1月25日)

昭和30年代を中心とした高度経済成長期に一齐に建設された道路ストックが高齢化し、建設後50年を経過する割合が増加する中、今後さらに道路構造物の老朽化が進みます。平成24年は中央自動車道笹子トンネル上り線で天井板崩落事故が発生し、9名の尊い命が犠牲となる大事故が発生しました。これを契機に道路構造物の高齢化の現状に警鐘が鳴らされ、道路インフラ全体の危機として認識が改められました。

道路の老朽化問題を受け、適切な道路の維持管理及び修繕を行っていくとともに、いかに既存の道路ストックを守り、長寿命化させていくか検討する必要があります。

その中で、道路の劣化に対し大きな影響を与えるとされる重量を違法に超過した大型車両への抜本的な対策が重要視されています。道路構造物の保全および交通の安全を確保するために、一般的な制限値を超える車両（以下、「特殊車両」という）については、道路管理者による許可制度（特殊車両通行許可制度）が設けられています。しかしながら、制度を無視した悪質な無許可車両による走行が後を絶たないことから、国土交通省では平成26年5月9日に「道路の老朽化対策に向けた大型車両の通行の適正化方針」を発表しました。

この適正化方針において、翌年2月23日から「基準の2倍以上の重量超過違反車両の即時告発」の制度を施行し、違反車両の取締りを強化しているところですが、重量を超過した大型車両の走行は依然後を絶たない状況です。

このような状況の下、大型車両の適正かつ安全な走行実現のためには、運送事業者や荷主をはじめ、ひいては社会一般まで特車制度を浸透させていくことが重要です。

このため、道路管理者、関係行政機関、関係企業団体等が連携して大型車両の走行に関する知見や情報の交換、啓発活動の検討等を継続的に行うことを目的とした「大型車通行適正化に向けた近畿地域連絡協議会」を設立するものです。